

軽自動車税の減免に係る身体障がい者等の範囲

(A) 身体障害者手帳を持つ者の範囲

障害の区分	障害の級別	
視覚障害	1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	
聴覚障害	2 級及び 3 級	
平衡機能障害	3 級	
音声機能又は言語機能障害	3 級（喉頭摘出に係るものに限る。）	
上肢不自由	1 級及び 2 級	
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級	
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
	移動機能	1 級から 6 級までの各級
心臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
じん臓機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
呼吸器機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
ぼうこう又は直腸機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
小腸機能障害	1 級、3 級及び 4 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害	1 級から 4 級までの各級	

(B) 戦傷病者手帳を持つ者の範囲

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第 4 項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第 2 項症までの各項症（喉頭摘出に係るものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第 5 項症までの各項症

(C) 療育手帳の交付を受けている方のうち、㉠（㉠の 1、㉠の 2）又は A（A の 1、A の 2）に該当する障がいを有する方

(D) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、1 級の障がいを有する方